

議長／おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 97 号議案から第 104 号議案までの 8 議案及び報告第 12 号・第 13 号、並びに議員から提出されました請願第 1 号及び決議第 1 号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1. 第 79 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 79 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 79 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2. 第 80 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 80 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 80 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3. 第 81 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 81 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。  
よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。  
本案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。  
これより第 81 号議案を採決いたします。  
本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。  
よって、第 81 号議案は原案のとおり承認することに決しました。  
日程第 4. 第 82 号議案 武雄市自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例を議題と  
いたします。  
第 82 号議案に対する質疑を開始いたします。  
質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。  
12 番 池田議員

池田議員／第 82 号議案 武雄市自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例に対し  
て質問をいたします。

今回、この条例が提出されたわけですが、提案理由として、自然環境等と調和した太陽光発電事業の実施に関し必要な事項を定めるためとありますが、今、様々な開発等で造成事業等で災害が起こったりしている地域もあります。

太陽光発電の開発についてもしかりだと思っておりますけれども、これ開発していく中に、今後これを、この条例を制定するに当たって、そういうところまで災害等を未然に防ぐとか、そういうところまで踏み込んでいけるのか、これによってどういう自然環境等の調和ができるのか、そこについてお尋ねをいたします。

議長／山口環境部長

山口環境部長／おはようございます。

御質問の条例の目的でございますけれども、この条例は武雄市において安全な太陽光発電設備の設置や維持管理が行われるよう、必要な事項を定めるものでございます。

太陽光発電事業の実施において、地元の同意を求めことや市が指導、助言及び勧告を行うことなどを定めて、また、特に配慮が必要と認められるものを抑制区域として指定するということとしております。

これによって、適正な土地利用を促し、安心・安全で自然と調和した事業を、太陽光の発電事業を推進したいというふうに考えております。

議長／よろしいですか。

ほかにございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／この条例の施行日が令和4年1月1日となっています。

今現在、開発中の現場があるわけですけど、この認可は県ということですが、第18条の指導、助言及び勧告のところについて、来年の1月1日から施行するわけですよね。

今現在、開発中で、まだ完成していない段階で、現場の声を聞きますと、めどが立たないと。だから、はげ山ですよね。

そういうときに、この1月1日を越したときに、ここにありますように指導、助言及び勧告、認可の責任は県ということですが、市として、この18条に基づいてどういう、ここに書かれてはありますが、廃止も含めて勧告できるのか、そのやり取りの責任は市がどこまで踏み込むことができるのかをお尋ねしたいと思います。

議長／山口環境部長

山口環境部長／第18条、指導、助言及び勧告については、新設の太陽光発電の設置に係る分でございます。

維持管理、既存の施設に対しては、15条の維持管理及び報告、それと16条の事業の廃止、ここで、例えばその施設で異常が確認された場合は対策を求めることができるというふうになっておりますので、既存の分については、この15条、16条を適用したいというふうに考えております。

議長／20 番 江原議員

江原議員／今、部長の答弁ありますように、15 条、16 条も関連して、今申し述べていただきましたので、今現在、先ほどありましたように、1 月 1 日以降はこれを踏み込んで市として 15 条、16 条に基づいて踏み込んでできると。

では、認可の権限は県でしょ。

それとの絡みはどういう位置づけなのか、県の条例と併せて、市として 15 条、16 条を発動することができるわけですが、県との関係で、これはあれですもんね、廃止する場合なんですよ、業者が。

だから、18 条の指導、助言及び勧告は、市として廃止を、その現場が廃止ができるのかどうか。

だから、県が認可の権限ですから、市としてどういう線引きなのか、市としてどこまで来年 1 月以降、踏み込むことができるのかどうか、ぜひ物差しを示してほしいと思います。

議長／山口環境部長

山口環境部長／この 15 条、16 条の条例の中身については、もし異常が確認されて太陽光発電事業所に手直しがいるというような場合は、当然是正をすることができますし、もし、それに従わないとか、そういった事例ができれば、県や国のほうに報告という形で報告をするようになっております。

この太陽光発電設備の設置事業については、再エネ特措法の認可を受けているというのがあるかと思いますが、これを県、国のほうに報告することで、その認可の取消しまでいくかどうかここではちょっと分かりませんが、そういった影響も出てくるというような形をとりたいというふうに思っております。

議長／20 番 江原議員

江原議員／ですので、国、県の県の認可、権限ですが、市として県と同様に権限があるのか、ないのか。

私は地元自治体として、権限があるようにこの条例を生かして行政を進めるべきだと思うんですよ。

だから、今の答弁では国や県へ報告ですよ。

だから市として、ちゃんと権限を与えられるように行動してほしいと、その責任があるかと

思いますので、いかがですか。

議長／山口環境部長

山口環境部長／池田議員さんの質問の中にもありましたように、目的としては太陽光発電事業の実施に伴って、自然と調和を係って(?) 適正な太陽光発電の設置を促すことということを考えておりますので、条例については、その第 15 条、16 条の内容でいきたいというふうに考えております。

議長／ほかにございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／太陽光については、武雄市が取り組むカーボンゼロ宣言には欠くことのできないものかなというふうに思います。

この判断が、今の形では各区の判断になるわけですね。

それだと A 区はよかと言んさった、B 区はいかんといいよんさということが、ずっとあると思うわけですね。

それで、武雄市として、ある程度のガイドライン、水をためんといかんとか、排水の方法はこうだっていう、そういうガイドラインを定めてほしいと思うんですけども、それに対するお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

もう一つ、この地域は抑制区域というのを決めると言われるんですけども、それはどの規則ですかね。

そこで決めると言われるんですけども、この地区が駄目だというのはどういう形でそういうふうに進めていくのかの 2 点をお聞きします。

議長／山口環境部長

山口環境部長／ガイドラインについては、事業計画の中身に沿って、例えば盛土とか、排水路を設置するとか、そういったことにはこのガイドラインで見ていきたいというふうに考えております。

それと抑制区域でございますが、抑制区域につきましては、例えば急傾斜地崩壊危険区域とか、土砂災害警戒区域とか、そういった土砂の災害が起こりそうな場所を設定をしたいと思っております。

あとは保安林ですとか、農用地区域、あるいは景観計画重点区域、こういったところを想定

しているところでございます。

議長／ほかにございませんか。

18番 牟田議員

牟田議員／1件お伺いしたいんですけども、例えば事業者がその土地を所有するのではなくて、例えばこうやって田舎のほうは土地を貸していると。

その上で事業者が太陽光発電をやって、土地代をやって、ひよっとすると年金の幾ばくかの手伝いになっているのかもしれない。

これの6条は、土地所有者は云々で、当該土地を適正に管理しなくてはならないというふうな条例で定められます。

そうしたら、例えば今まで事業者さんが、管理うちがしますよと言って、いや、武雄市の条例が、これが制定されたから、管理は土地所有者さんでやってくださいとか、そういうふうにはならないのか。

これでいう土地所有者等という言葉の中には、上のほうを見ていると、事業者という言葉がないんですね。

だから、それを心配してお伺いしております。

議長／山口環境部長

山口環境部長／御質問の第6条の土地所有者等でございますが、この中身につきましては、土地所有者、それから占有者（？）及び管理者ということで位置づけております。

議長／18番 牟田議員

牟田議員／管理者の中の言葉の定義は事業者も入るわけですね。

議長／山口環境部長

山口環境部長／事業者も入ります。

議長／ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 5. 第 83 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 83 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 6. 第 84 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 84 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 7. 第 85 号議案 武雄市土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 85 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 8. 第 86 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 9. 第 87 号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 88 号議案 令和 2 年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び日程第 11. 第 89 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを一括議題といたします。

第 88 号議案及び第 89 号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

第 88 号議案及び第 89 号議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 90 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）を議題といたします。

第 90 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、通告順により、これを許可いたします。

まず、11 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／第 90 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、大綱質疑ということですので、事業の取組について、令和 3 年度 9 月補正予算の参考資料に基づいて概要の説明もありますけれども、私のほうから 3 点再度確認をさせていただきたいと思っております。

まず、総務費の衆議院議員総選挙の移動支援事業について、2019 年の 7 月の参議院選挙のときに投票所の見直し、また集約に伴い、この移動支援事業を実施され、そのときの効果と検証もされたかと思いますが、移動投票所、車両の導入も一般質問でも提案させていただいた一人として、今回の移動支援事業は、前回の検証等を踏まえ、どのような方法で移動支援事業をされるのか、前回と同様な対応なのか、確認をさせていただきます。

また、今後もこの移動支援事業は継続されるのかどうか、その点も踏まえ、確認をさせていただきます。

2つ目に、土木費の交通安全施設整備事業についてお尋ねをさせていただきます。

事業概要では、千葉県で発生した交通事故を受け、早急に対応を必要とする通学路について点検をされたかと思えますけれども、その中で、今回は市道3か所が緊急整備が必要ということで3か所の予算が計上されておりますけれども、危険箇所は一般質問でもあちこちあるということで質問をさせていただいたので、今回の対応は3件ということでありましたけれども、3件あったのかどうか。

全体的に何件調査をされて、緊急性のある3件と認定をされたのかどうか、その点の御説明をお願いしたいと思います。

また、あちこち回る中で、県道、国道も途中で横断歩道が切れたりしている箇所があります。そういった、市道ばかりじゃなくて、県道、国道も調査事項として、このように(?)追記しておく必要があるかと思えますけれども、県道、国道の対応については、どのような対策をとられているのかどうか、お尋ねをさせていただきます。

最後に3つ目に、教育費のスポーツコミッション事業についてお尋ねをさせていただきます。スポーツコミッションとは、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化と市外からの誘客を目指す官民一体の専門組織で、地方公共団体、スポーツ観光産業などの民間企業と各種団体等が連携、協力して取り組むものと介して(?)いますが、事業の実施に当たって組織をつくるということでありまして、設立準備委員会も検討されております、その中で。そういった中で、こういったメンバーを準備委員会で検討されているのかどうか、メンバーの構想もお尋ねさせていただきたいと思えます。

また、設立支援業務の委託も検討されているようでありますけれども、その委託の内容と委託先の選定方法はどのような形でされるのかどうか、また、選定された後の選定委員会の委員のメンバーは、こういったメンバーで考えておられるのか、併せてお尋ねをさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長／谷口選挙管理委員会事務局長

谷口選挙管理委員会事務局長／おはようございます。

ただいまの議員お尋ねの移動支援についてですけれども、2年前の参議院議員選挙人員(?)につきましても、投票所を集約したことに対する支援策として、選挙当日、元の投票所から新しい投票所までの移動支援を行ったところでございます。

今回の支援につきましても、市内の主な山間部で高低差があつて、投票所から離れている地

区を対象としております。

選挙当日に移動支援を行うということで、移動車両につきましては、前回同様、市のマイクロバス、借り上げタクシーを予定しております。

送迎の回数につきましては、原則として午前1回、午後1回、合計2回を予定しているところでございます。

2点目のお尋ねの件ですけれども、今後も支援は継続するかという質問ですけれども、この件につきましては、今回を含めて数回の試験運用を行いまして、その利用状況から選管で判断するということになるというふうに考えております。

議長／秋月こども教育部長

秋月こども教育部長／おはようございます。

ただいまの、議員の御質疑の通学路の件でございます。

今回、千葉県の事故を受けまして、学校から報告された安全点検の箇所の中から、建設課とも協議を検討した結果、危険度が高いと思われる13か所を抽出し、点検、把握しているところでございます。

それと、市道ばかりでなく県道、国道についても通学路の対象として点検を行っているところでございます。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／おはようございます。

まず1点目の設立準備委員会のメンバーにつきましては、市内のスポーツ関係団体、経済観光団体などの各種団体、大学、民間企業からなどの参加をいただきたく計画しております。

また、2点目の委託料に係る選定方法といたしまして、議会の予算議決後であります。これまで実績のあるコンサルタント会社を複数社早急に選定し、指名競争入札にて選定するよう考えております。

なお、委託の内容につきましては、スポーツコミッション設立に当たり、ワークショップ実施費用だとかスポーツに関する住民アンケートに係る費用、また来年度の実施計画書の作成業務などの委託を考えております。

委託に係る選定法につきましては指名競争入札を行いますので、委員については、選定いたしません。

申し訳ございません。

議長／11 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／ちょっと追加で、移動支援事業について。

高低差があるところを、前は1回しかなかったんですけども、今回は午前中1回、午後1回ということで、2回にされているようですけども、この高低差ではなくて、距離が大分遠くなったという、田舎というか、周辺部は高齢者が多いものですから、高低差よりも距離も、相当な距離で、大変な方もいらっしゃるから、距離も換算していただいて対応していただくよう、よろしく、その辺も後で答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、設立準備委員会の件でお尋ね、スポーツコミッション事業の中で、今回、夏のパラリンピックが終わって、障害者のアスリート、皆さんも見られて、非常に感動されたと思います。

テーマは、共生がテーマだと。

障害者とともに、健常者とともに、今後スポーツを通じて共生社会をつくっていこうというふうな中で、今回のスポーツコミッション事業の中にそういった障害者団体も入れながら検討していくべきじゃないかということで、その辺の考えについて、いま一度、御答弁、見解をお尋ねしたいと思います。

それから、前後しますけども、県道、国道の交通安全の設備制度事業について。

県道、国道も調査をしましたよと。

した後の対応はどうされるのかどうか。

現に危険箇所があちこちに、県道、国道ともに\*\*\*がありますから、そういったところは点検されて、その後の対応はどうされるのか、その点ももう一度御見解をお尋ねいたします。

議長／谷口選挙管理委員会事務局長

谷口選挙管理委員会事務局長／ただいまの、距離についての検討ということでございますけれども、今回につきましては、先ほども話したとおり、高低差があつて投票所から離れているところということで試験運用を行うということで、距離が離れているところにつきましては、今回の移動支援の内容としては、選管としては、そこは決まっていないということでございます。

あくまで今回は、高低差があつて投票所から離れているところということで考えております。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／議員御提案の障害者団体につきましても、メンバーに参加していただけます

よう検討してまいりたいと思います。

議長／秋月こども教育部長

秋月こども教育部長／まず9月の下旬、それから10月の中旬にかけて、道路管理者、それと警察署と合同の点検をまず実施いたします。

その後、その点検結果に基づいて、各道路管理者、警察への要望活動を行うように計画をしております。

議長／次に、12番 池田議員

池田議員／\*\*\*いたしておりました大綱質疑ということで、詳細についてはちょっと質問事項からは省かせていただきますが、答弁のほうよろしくお願いたします。

まず7款の商工費、この中で、物産まつり感染症予防対策業務委託料ということですが、これ今回いろんな、様々な事業が、ほかにも事業等、今回されていると思いますけれども、先ほども申しました、災害がありましたよね。

災害があった中に、これは一般質問で言うんですけど、いろんな計画がある中、見直しがされているのか、そこも含めてですけれども、今回物産まつり、この感染予防、どのような事業を、これまでもコロナ感染症対策、様々なことをやられていましたけれども、また改めてここで感染予防対策の業務委託が発生するという、その業務内容について、どのような事業なのかお尋ねいたします。

そして7款の商工費、及び8款のほうの都市計画等にも入っているんですけども、新幹線関連の整備について、大枠で質問をさせていただきます。

これ、新幹線の暫定開業に向けた駅周辺の整備事業ということで捉えておりますけれども、これまでも様々な整備事業、そして設計業務とかいろんな事業があった中に、また今回も各種整備事業、そして何とか業務委託とかありますけれども、これ一括して、この駅全体として捉えたときに、一括してすることによって経費の削減等が考えできないのか、その辺については議論されてきたのか、そのことをまず、新幹線についてですね。

そのほかに、観光費の中でイメージコンセプト制作業務委託料、これまでも、駅前についてのいろんな、何というんですかね、イメージとか何とかの発表されてきてはいるんですけど、これは新たにまたイメージコンセプト制作をする意図と、どんな事業なのか、これについてお尋ねをいたします。

そして、その8款の、先ほど、道路安全施設ですかね、交通安全施設の部分で、松尾陽輔議員さんのほうから質問があつておりましたけれども、13か所の点検を行った。

そして、その中から3か所選ばれた、この3か所が選ばれた理由について、その13か所の中から3か所が選定をされた。

八街市の事故を受けて、子供たちの安全、安心、生命を第一に考えて、これをされたらと、点検をされたらと思いますが、果たしてこの点検が細部にわたって行き渡っているのかということについても、併せてお尋ねをさせていただきます。

そして最後に、10款の教育費の中で、朝日小学校の雨漏りについて、今回、計上されておりますが、これまでも吉川議員さん、吉原議員さん、朝日小学校の雨漏りについては御指摘をされてきたと思いますけども、今回、これまでにそれが、もう避難所としての役目が終わった後に、学校としても使うからですけれども、それまでなぜ対応できなかったのか。

今回また新たに調査をして何が分かって、どんな工事をされるのか、そこについてお尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、商工関係の答弁をいたします。

物産まつりの件でございますが、まず物産まつりの開催についてでございます。

この開催の決定につきましては、武雄市物産まつり実行委員会のほうで決定をしておりますが、直近で7月の13日に開催をしております、その時点におきまして、開催について本年は11月20日、21日に旧武雄市役所周辺において開催するということを決めたところでございますが、今後のコロナ等の状況を見るということもしております。

現在、この決定に基づいて準備をしているところでございますが、コロナの状況、また大雨等の影響等を受けて、今後、開催等に向けては、各種団体との協議を重ねていく予定でございます。

今回出させていただいております、この委託の内容でございますが、まず、開催した場合にコロナ感染対策を取るということで、ソーシャルディスタンスの確保、3密の回避、また会場来場者の消毒等を考え、医療用テントの設営委託、また会場対策としてパーティションの設置や消毒用エアテント(？)、また医療用エアテントの設置、フェンスの設置、また、送迎バス、ビニールパーティションなどの設置と、バスの増便などを含めたところの委託を計画しているところでございます。

次の御質問の、新幹線に関する事業の各事業の一体化という御質問でございますけども、今回、出させていただいております事業につきましては、各種事業で性質等が異なりまして、その性質が合うものに合わせて設計を出しておりますので、我々でも出す前に精査はしております、必要ところは合わせる、合わせられない部分については分けて出しているというふうな形で出させていただいております。

続きまして、7の1の3の12、イメージコンセプトの件でございます。

これにつきましては、新幹線駅舎に新たに設置する観光交流施設のコンセプトを策定し、施設のデザインやイメージ\*\*\*制作を行うものでございます。

この新駅の横に設置します観光施設につきましては、まだ具体的な絵を御提示をさせていただいておりませんので、ここでつくっていきたいと思っております。

施設内部のレイアウトや設備、店内のデザイン、また、施設ロゴなどのトータルデザインを想定しておりまして、実施設計を行う前の基本計画のようなものというふうに位置づけて考えております。

以上でございます。

議長／秋月こども教育部長

秋月こども教育部長／まず、議員の、通学路について。

今回、予算のほうで、早急に対応できる3か所分を予算計上いたしております。

その他の箇所については、13か所を点検したわけですが、その他の箇所については現在、関係機関との協議が、検討が必要な箇所であったり、例えば地区や警察、それから県土木事務所との協議が必要や、要望が必要であったりとか、地域公共交通会議等での検討が必要だったりという、すぐには対応が難しいところもございまして、今回早急に対応できるところを3か所に絞ったところでございます。

それと、絞り込んだ視点としましては、まず児童生徒が登下校する際の交通量や大型のトラックの通交、スピードなどの交通状況。

次に、歩道と車道、対流場所等が明確に分けてあるか。

最後に、運転手から歩行者が確認できるかなど、見通しが確保されているかなど、以上のことごとに危険度、緊急性を判断して絞りこんだところでございます。

それと、朝日小学校の体育館に関してでございます。

当体育館については、令和2年6月に、塗装業者による雨漏りの修理を行ってりましたが、強い雨、それから風雨時については、雨漏りが発生しておりました。

その後、令和3年1月に建築業者による雨漏り調査を行っております。

当初は、棟板金からの雨漏りが原因ではないかと考えられておりましたが、経年劣化により、はぜ板金の接合部分に隙間ができたことが原因だと思われるとの調査結果が報告されているところでございます。

それを受けまして、今回の工事に移るわけなんですけども、外部に足場を組んで、はぜ板金包み工法(?)により、屋根全体のはぜ部分に新たな板金を被せる工事をすることを考えております。

以上でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／再度お尋ねします。

物産まつりについて、委託されるわけですね。

その委託をされるということで、どこに、どういった事業者にも、どこ（?）、どういうことをやるというのは聞きました。

どういう事業者にも委託をされて、その選定する方法、そこについてお答えをいただきたいと思います。

そして、小学校の雨漏りも何か、新築じゃないので、\*\*\*補修工事になるので、全部一遍にはできないかと思えますけれども、なるべく回数が少なく、避難所に活用されます、子供たちも使います。

だから、そういう制約がなるべく小さくなるように、ぜひ点検をしていただきたいと思えます。

交通安全の部分ですけれども、3か所選定されたらと。

交通量とか、子供が通る、そういうところをやられたらと、実施をされたらということなんですけれども、これ13か所のうち3か所で、ほかのところはすぐに対応できない、協議が必要と。

その中でも、すぐに対応できる場所もあったかと。

全部が対応できなかったのか。

そして、すぐに対応できないということですが、一人でも子供が通ってれば、交通量とか、そういうものは関係ないと思うんですよ。

やるべきことはやらなければいけないということなので、これすぐに対応していただかないと、命に優先順位はないと思うんですけれども、いかがですか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／委託の内容でございますが、まず、この会場の検問所、出入り口の検問所での、検問所設定。

また会場内の警備、それと身体的距離、ソーシャルディスタンスの確保対策ということで、これも各巡回等で人をつけるということで、まず各会場内の警備になります。

それと救護室、先ほど申し上げましたエアテントとかの設置、\*\*\*設置設営をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

事業者等については現在、まだ未定でございます。

議長／秋月こども教育部長

秋月こども教育部長／議員がおっしゃられた朝日小学校の体育館の工事については、点検箇所  
の報告が整いましたので、その分に対応させていただきたいと思っております。

それと通学路についてですけれども、これも先ほど答弁をいたしましたけれども、地区、それから警察、それから道路管理者等の協議が当然、必要なところがございますので、そういうところとの協議をまず進めさせていただくということで、今回については、早急に対応できる  
ところの予算措置に至った次第でございます。

確かに、議員がおっしゃるように、子供の命という形では非常に重く感じておりますので、  
その分については、セイイ（？）、早急にできるように対応していきたいと考えているところ  
でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／その点検の仕方についても、学校関係者とかいろんなところから聞き取りをして、  
その中からされたと。

協議が必要な場所もあると。

私が見てきた（？）中で、市道で歩道に草が覆い被さって、子供たちが通行する際に、歩道  
から一旦降りて、車道に降りていくという場所もあるんですよ。

本当に点検をされたのかなど。

学校関係者がした、では、教育委員会としても全体を見て回られたのか、そこについてお尋  
ねします。

議長／秋月こども教育部長

秋月こども教育部長／まず、学校からの報告についてですけれども、それぞれの学校で、やは  
り十数か所程度ずつぐらいを点検をいたしております。

その点検結果を、まず市教委のほうに報告されて、市教委のほうも、可能な限り現場のほう  
に出向いて点検をしているところでございます。

やはり地域の学校のほうで点検をされる場所も多数ございますので、そのあたりは一緒に、  
学校サイドと一緒に市教委のほうも対応していきたいと考えております。

議長／ほかにございませんか。

宮本栄八議員

宮本議員／まず、スポーツコミッションの件ですけれども、こういうのができてよかったなと思うんですけれども、以前、セント（？）武雄を誘致する会というのは、スポーツ、文化問わずコンベンションということで、結構誘致してあったかなと思うんですけれども、今回についてはスポーツに限ってなのか、コンベンション的なものか、国体を挟んだスポーツ的なものか、その辺の位置づけについて、まずお尋ねします。

2点目は、物産まつりですけれども、私ここ最初見たとき、物産まつりあるのかなとちょっと思って、あるのを前提にサーモカメラとか、委託料とか購入して、やめたらまたその分のお金を、キャンセル料を払わんといかんで、いつ決めてあるかということ、7月ということでしょう。

だから、7月に決めて、そういう形でいいのかなと、そいぎ、次に決めるのはいつなのかなということについて、物産まつりについてはお尋ねします。

次、3点目ですけれども、先ほども出ておりましたけれども、新幹線に絡む駅南部の整備のことがたくさん出ているわけですよ、一遍にですね。

一遍に出ているのはいいとですけれども、まずはコンセプトの調査のお金、設計のお金、設計監理のお金、工事のお金、ぱっと全部出ているわけなんですよ。

普通は大体、コンセプトを決めて、市民の方とか議会に示してですよ、それでこういう計画で予算がついてと、普通なりますよね。

一遍にコンセプトから工事費まで入っているわけですよ。

だから、その内容についてもうちちょっと、このシェルターというのも、シェルターって普通、何か逃げるやつですよ。

だから、その辺についても、どういうふうになっているのか。

以前、実証実験をした高架下活用の実証実験の結果はどうなって反映されているのかですね、その辺について、言えば、何も分からんのに予算だけぱっと上がっているというふうに見えますけれども、その辺についてお聞きします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／議員御質問のスポーツコミッションでございますが、今回はスポーツイベントの開催、スポーツ合宿の誘致など、スポーツに特化した形で事業を進めてまいります。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、1点目の物産まつりにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、7月の時点での決定事項ということでございますが、コロナの感染状況、また、大雨等が発生いたしまして、今後の対策等につきましては、現在、各種団体等に意見等を伺っている最中でございます。

それと、駅南全体の、今回、全部出させていたいただいているということでございますが、基本的には来年度の秋開業に合わせるためにとということで逆算する中で、今回出させていたいただいておりますが、いわゆる実施計画、イメージコンセプト、それと実施設計をまず、承認いただきましたらこの秋から始めまして、その後、今年度中に工事の発注を行いたいということで、今回全ての部分が出ているということでございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／一応、今回予算を賛成、反対するわけなんですよ。

それで、設計もないのに工事費の値段が分かっているわけなんですよ。

普通、設計をして、幾ら、幾らで出るとするけども、工事費も出ているというわけなんです。だから、一遍にというか、そもそも工事費出ていると、設計というかそういうのいらんとかじゃなかかな、もう分かるととじゃないかなという疑問を持っていて、その内容については、採決前にそれを示してもらえるんですかね。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、工事費につきましては、あくまでも概算の分の設計であります。

予算をいただかないと動けないということで、まず、設計をしていただいて、あくまでも今回の工事費については概算での設計部分を出させていたいただいております。

また、進捗状況等につきましては、当然、委員会等を通じてのお示しをさせていただきたいと考えております。

議長／ほかにございせんか。

20番 江原議員

江原議員／1点ですけど、予算書の10ページと、新型コロナ感染症で、歳出の主なもので、説明欄の6ページの武雄温泉駅のトイレ改修と、予算書の10ページの観光交流センタートイレ改修工事、名称は違うんですけど、金額一緒なんですよ。

この観光交流センタートイレ改修工事と武雄温泉駅のトイレ改修工事とは、これ、武雄温泉

駅のトイレ改修でしょう。

私、一生懸命、見比べしながらですが、ちょっとお尋ねです。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／説明資料の（10）ページにあります観光交流センタートイレ改修工事につきまして、議員御指摘のとおり、在来線のトイレの改修工事でございます、これにつきましては御指摘のとおり、予算書のほうで名称が違いますが、歳入のほうの記載の間違いということでございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／この武雄温泉駅の今あるトイレの改修工事ですよ。

いわゆる、今の近代的な、新しいトイレに、洋式に変えていくと。

この費用は、今回はコロナ感染症の臨時交付金で全額、国が補填されているわけですので、これ、もともと、当初はJRがつくったんですかね、それとも当時、かつての市がつくったんですかね。

だから、今訂正された件、観光交流センタートイレ改修工事じゃないということですよ、併せて（?）。

以前、どこが建設負担したんですか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／現在の在来線のホームを出て、待合所の裏にありますトイレにつきましては、当初も市のほうでつくっている状態でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／先ほど言いましたシェルター、南口のシェルターというのが一体どういうものなのかというのがちょっと想像がつかないので、説明をお願いします。

それともう一つ、今度、駐輪場が、整備が出てきて、私が一般質問したときに、駐輪場の整備はと、いやせんとか言われたのが、今度するということで、どこにされるのかですね。

場所はどこなのかをお尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、シェルターでございますが、このシェルターにつきましては、いわゆる雨宿りといいますか、雨よけのひさしというか、例えばバス停とか、建物に、外に出たときのひさしに当たる部分をシェルターといいます。

それと、駐輪場の場所についてでございますが、これにつきましては、現在、高架下のどこかというところで、現在協議を行っているところでございます。

議長／ほかにございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 13. 第 91 号議案 令和 3 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 91 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 92 号議案 令和 3 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 92 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 93 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題とい

たします。

第 93 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 94 号議案 令和 2 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について及び日程第 17. 第 95 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

第 94 号議案及び第 95 号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 94 号議案及び第 95 号議案は、8 人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 94 号議案及び第 95 号議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました、特別会計等決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、2 番豊村議員、5 番江口議員、6 番吉原議員、9 番吉川議員、10 番末藤議員、11 番松尾陽輔議員、15 番松尾初秋議員、19 番杉原議員の以上 8 名を特別委員会委員に指名いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名を、特別会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第18. 第97号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算(第7回)を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

第97号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算(第7回)について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算では、令和3年8月11日からの大雨による災害に対応するため、災害廃棄物の処理、被災施設の復旧工事等の「応急復旧」や災害援護資金の貸付や被災された市民・事業者への支援などの「生活・事業再建」に要する経費をお願いしております。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ25億7,365万4,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ312億8,123万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正では、農林地崩壊防止事業、災害復旧事業及び災害援護資金貸付金等について追加をしております。

予算説明書の(6)ページを御覧ください。

2款総務費では、他自治体からの応援職員の給与等負担金や罹災証明書発行を行うための建物被害認定調査業務委託料などを計上しております。

(7) ページを御覧ください。

3款民生費では、被災住宅の応急修理費のほか災害協定に基づく土砂や倒木等の応急対応や災害援護資金貸付金に要する経費などを計上しております。

(8) ページを御覧ください。

4款衛生費では、災害廃棄物の処理委託料や便槽に被害を受けられた方の汲み取り料を免除するための経費を計上しております。

(9) ページを御覧ください。

6款農業費では、災害を受けた農林地の崩壊防止事業や国の補助対象とならない農地・農業用施設の小規模な災害復旧に対し、補助を行う経費などを計上しております。

7款商工費では、浸水で被災した事業者に対し、建物の再建費や機械設備の修理・購入費の

ほか、建物のかさ上げ等の浸水対策費に補助を行う経費などを計上しております。

8 款土木費では、被災した集会所、共同墓地等の共同利用地の復旧に対する補助や、今後の浸水被害を軽減するための住宅のかさ上げ工事等に補助を行う経費などを計上しております。

(10) ページを御覧ください。

9 款消防費では、床上浸水した消防施設等の修繕料などを計上しております。

(11) ページを御覧ください。

10 款教育費では、被災した児童・生徒への就学援助費や自治公民館等の復旧工事に補助を行う経費などを計上しております。

(12) ページを御覧ください。

11 款災害復旧費では、被害を受けた農地、農業用施設、道路、河川、学校施設などの測量設計業務委託料や工事請負費などを計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算説明書（3） ページを御覧ください。

歳入につきましては、地方交付税や国・県支出金、市債などを計上したほか、財政調整基金により財源の調整をしております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 97 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／災害のごみの処分料というか、6 億円が出されておりますけれども、前回も 6 億円ぐらいだったかなと思うんですけども、今回ちょっとごみの量が少し少ないような気がするんですけども、この 6 億円の根拠についてお聞きします。

議長／山口環境部長

山口環境部長／災害ごみ処理の経費でございますが、ボリュームとしましては、元年災（？）の災害に出ているごみのボリュームと大体同じような規模ということで想定しております。作業の内容としましては、仮設のごみ仮置き場の破碎作業ですとか、ごみの運搬、それから場内の管理ですとか、そういった経費を見込んでおります。

大体、元年災（？）での業務での内容の単価で積算をしたところでございます。

議長／11 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／1 点だけお尋ねをさせていただきます。

総務費の建物被害認定調査業務委託料 2,376 万、具体的に一般質問でさせていただきたいと思えますけども、家屋の被害の認定について、河川氾濫、土砂災害の全壊、それから、大規模半壊、半壊、一部半壊等、今回、武雄地域は内水氾濫という判断が下されておりますけれども、そういった河川氾濫と内水氾濫の査定の基準は一緒なのか、違うのかどうか、それだけちょっと確認を、お尋ねいたします。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／被害認定におきましては、国の基準がございます。

外圧を受けた場合と、外圧を受けていない場合、本市におきましては内水氾濫ということで、外圧を受けていないという基準に基づいて認定するような格好になります。

外圧を受けた場合に関しては、床上何センチ以上が半壊とか、大規模半壊、全壊という基準があるんですけれども、外圧を受けていない場合につきましては、建物の戸別に一つずつ見ていって、その点数に基づいて、一定以上でどの範囲になるかという格好になっていきますので、そういう格好で実際の認定をしているような状況になっています。

議長／ほかにございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／（6）ページの新工業団地被災に伴う補償金 700 万円、これはどういう理由ですか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／700 万の部分でございます。

これにつきましては、現在、造成中の東川登地区にあります新工業団地の 3 工区の工事に損害が発生したことから、復旧に係る費用をお願いするものでございます。

これは現在、造成中でございますが、これにつきましては、工事請負契約の中で、市は請負代金の中の 100 分の 1 を超える額について、損害を受けた場合の 100 分の 1 を超える額について負担しなければならないというふうに記載されております。

今回ここが被災いたしまして、約 960 万程度の損害がございますので、そこから 100 分の 1

を差し引いた、約 700 万程度を補償費として計上しております。

議長／ほかにございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／教育費の中で、北方スポーツセンター浄化槽ブロワー取替工事とあります。北方スポーツセンターですね、先ほど朝日小学校の雨漏りの部分でも出ておりましたが、かなり前からスポーツセンター、雨漏りしているんですけれども、これは今回、ブロワー工事に併せて雨漏りについても議論はなかったのかお尋ねします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／雨漏りについての議論はあってございません。

議長／12 番 池田議員

池田議員／\*\*\*物すごい状況ですよ。

よければぜひ見ていただいて、今後でも検討していただきたいなど。

今回、支援策について、全体的にかさ上げとか、商工とか（？）何とか、いろんな出ていますけれども、これ多分、市の支援策になるわけですよ。

市の支援策、国の支援策とは別に、市として支援をしていきたいということで打ち出されていると思うんですけれども、なるべく浸水されたところ、2年前から2回目です。

ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思います。

議長／質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 19. 第 98 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山口環境部長

山口環境部長／第 98 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について補足説明いたします。

今回の補正は、令和3年8月11日からの大雨災害による被災者支援として、下水道使用料の減免や、被災した下水道施設等の工事修繕に係る費用をお願いするものでございます。

補正予算説明書の8ページを御覧ください。

収益的市支出では、19節修繕費として、武雄浄化センター主ポンプ等作業版補修及び移設や、浄化槽ブローア交換などを計上しております。

財源としましては、7ページの収益的収入として、下水道使用料減免による減額分も含めて一般会計補助金の繰入れを予定しております。

次に、9ページの資本的支出を御覧ください。

16節委託料、28節工事請負費として、鳥海地区農排1号ポンプ災害復旧工事に係る費用を計上しております。

対象事業の財源としましては、8ページの資本的収入で、下水道事業債、それから9ページの国庫補助金を予定しているところでございます。

以上、補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／第98号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第20、第99号議案 令和2年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第25、第104号議案 令和2年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの以上6議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山田会計管理者

山田会計管理者／おはようございます。

第99号議案から第104号議案までの令和2年度の武雄市一般会計及び各特別会計の決算認定について御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページを御覧ください。

令和2年度 武雄市歳入歳出決算総括表により御説明申し上げます。

総括表の一番下の各会計の合計では、予算現額633億7,033万6,000円に対し、収入済額600

億 5,744 万 8,061 円、支出済額 586 億 5,814 万 6,302 円で、歳入歳出差引額で 13 億 9,930 万 1,759 円となっております。

2 ページの一番右側の欄に記載しております各会計ごとの歳入歳出差引額では、一般会計及び特別会計の全てにおいてプラスとなっております。

詳細につきましては、3 ページから 30 ページにかけて第 99 号議案から第 104 号議案までの決算書を、31 ページから 276 ページに事項別明細書を掲載しております。

277 ページ、278 ページに実質収支に関する調書を掲載しております。

実質収支の状況は、全てプラスとなっております。

279 ページ以降に、財産に関する調書及び基金運用状況報告書を掲載いたしております。

以上をもちまして、令和 2 年度の一般会計及び特別会計の決算の概要の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより質疑を開始いたします。

質疑は区分して行います。

まず、第 99 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 100 号議案から第 104 号議案までの以上 5 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 99 号議案については、9 人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 99 号議案については、一般会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審

査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、1番坂口議員、3番猪村議員、7番上田議員、12番池田議員、13番石橋議員、14番宮本議員、17番川原議員、18番牟田議員、20番江原議員の以上9名を特別委員会委員に指名いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名を一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、お諮りいたします。

第100号議案から第104号議案までの以上5議案については、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、以上の5議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計等決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会における正副委員長の互選結果の報告を受けましたので御報告をいたします。

一般会計決算審査特別委員会の委員長に17番川原議員、副委員長に1番坂口議員、特別会計等決算審査特別委員会の委員長に9番吉川議員、副委員長に5番江口議員、以上のとおりでございます。

よろしくお願ひいたします。

日程第26. 報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 11 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 27. 報告第 12 号 令和 2 年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／報告第 12 号 令和 2 年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告について補足説明を申し上げます。

議案書（その 3）、1 から 2 ページを御覧ください。

これにつきましては、市営高野小原住宅建て替え事業について、令和元年度から令和 2 年度までの 2 か年の継続費を設定しておりましたが、令和 2 年度をもって精算報告書のとおり事業が完了しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

議長／報告第 12 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

報告第 12 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 28. 報告第 13 号 令和 2 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／報告第 13 号「令和 2 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」補足説明を申し上げます。

これは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

議案書（その 3）、3 ページを御覧ください。

第 1 項の令和 2 年度武雄市健全化判断比率について御説明申し上げます。

「実質赤字比率」につきましては、普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものでありますが、普通会計においては実質赤字額がなかったため、実質赤字比率が算定されておりませんので、表記は「横バー」となっております。

なお、実質赤字比率に係る「早期健全化基準」は、その団体の財政規模により算定され、本市の場合は 12.91%となっております。

この「財政（？）健全化基準」以上になると、財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を実施することになります。

次に、全ての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示す「連結実質赤字比率」につきましても、連結実質赤字額はありませんでした。

次に、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模に占める割合を示す「実質公債費比率」は、本市の場合、9.0%で、早期健全化基準 25%を下回っております。

次に、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示す「将来負担比率」は 9.2%で、早期健全化基準 350%を下回っております。

第 2 項の令和 2 年度武雄市公営企業会計資金不足比率であります。資金不足額が事業規模に占める割合を示す「資金不足比率」につきましては、いずれの会計においても資金不足額がありませんでした。

この「資金不足比率」が 20%以上になれば、経営健全化計画を定め、計画に基づく経営の健全化を実施することになります。

以上で報告第 13 号の補足説明を終わります。

議長／報告第 13 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

報告第13号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第29、請願第1号 導水管建設に関する請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

6番 吉原議員

吉原議員／おはようございます。

このたび、私、吉原新司が紹介議員として提出されました導水管建設に関する請願についての趣旨説明をさせていただきます。

令和元年8月豪雨災害、そして、今年8月の豪雨災害、2年に2度の甚大な浸水被害を受け、近年の雨の降り方は、六角川が果たせる治水能力を大きく超えていると思われま

す。それを回避するためには、六角川に頼らず、雨水を直接、有明海に放流することが必要であるというふうに思います。

令和元年8月豪雨災害後、しゅんせつ工事などの工事も行われましたが、それにもかかわらず、今回の浸水被害は令和元年8月豪雨災害を上回っており、排水ポンプの増設などをして、今回のようにポンプ停止は避けられません。

これ以上、六角川だけに頼っていても、今の状況を回避できるとは思いません。

被災された方々からは、これ以上、浸水しやすい低い土地の地域住民が大雨のたびに被害を被るのはたえられないと思われております。

請願者の提案される導水管を用いる方法は、浸水被害を回避する方法の一つであると思ひ、賛同をいたしました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長／請願第1号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

12番 池田議員

池田議員／請願について何点か質問をさせていただきます。

この請願の、まず題目ですね。

題目というか、冒頭にある導水管建設に関する請願書ということで、トップにあります。

ずっと、るる見ていく中に、1枚目の請願項目の中に、直に有明海に放流すると、項目のところはここだけなんです。

2枚目の請願書のほうにも、導水管建設に当たっては何も記載がないわけなんですよね。これ、目的と願意について、どこが願意なのかというのと、これ、請願者の方、アイウラタカシ(?)さんですかね。

この方は、私が知っている限り、同一人物じゃないと思うのですが、北方の区長をされていらっしゃる方に、アイウラタカシ(?)さんという方がいらっしゃるんですよ。

これ、個人でされていると思うので、この方はどういう方なのか、まず質問をさせていただきたいのと、今回、皆さんも周知のとおり、2年前にも大水害が発生して、今回も、今年度も、今年も未曾有の大災害が発生いたしました。

執行部、市長をはじめ、執行部のみならず、我々議会も常襲水害地対策特別委員会も緊急に要望活動、そして、要望書の取りまとめ等をやってまいりました。

そして、災害支援特別委員会、これも立ち上がって、この災害に一丸となって取り組んでいこうという中で、今回、浸水をしたのは、主に浸水した地区は、朝日、橘、北方と、そして、各地区には土砂災害等も発生しております。

こういう災害が発生した中に、紹介議員さんですね、ほかにもいろいろ浸水地区の方もおられると思いますが、なぜお一人だけになったのか、そこをお尋ねいたします。

議長／吉原議員

吉原議員／まず、請願者のアイウラ(?)さんでございますけれども、池田議員さんが申されるように、北方の区長さんとお伺いしております。

その区長さんから、こういう状態で、自分たちも苦しんでいるということで御相談を受けましたので、内容のほうをお伺いして、今回の請願のほうにつなげたということでございます。

導水管ということに関しては、他の県等でも導水管を使用された例も幾つかございます。

導水管を単につないただけでは、多分、排水効果にはつながらないと思いますが、河口付近でポンプを回すとかいうようなことをされているところもございます。

ただ、一番、内水氾濫の水がいつまでも抜けないと。

六角川はどんどん流れていると。

しかし、内水氾濫をしたところは引かない。

おまけにポンプが止まる。

これを何とかして有明海にそそぐべきではないかということで、いろいろなお話をして、導水管ということに、私も賛同をさせていただきました。

以上です。

議長／ほかにございせんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本件は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 30. 決議第 1 号 ふるさと納税の業務委託に関する調査特別委員会の設置を求める決議を議題といたしたいと思ひます。

提出者からの趣旨説明を求めます。

19 番 杉原議員

杉原議員／提出者としての趣旨説明をさせていただきます。

私たち、調査事項といたしてありますふるさと納税の業務委託、また、返礼品の遅延などについては全員協議会等で説明を受け、御承知の件もあられると思ひますが、まだ不透明な点も多々ございします。

7 月 16 日の新聞報道で、ほとんどの議員の方、市民の方も初めて知られたものと思ひます。市は以前に、遅延を把握して、委託業者ではなく納入業者と話をされ改善を求めてきたが、進展がなかったと言われておりますが、もっと早い段階で、強力な手段、対応ができていれば、このような自体も若干は和らいだんじゃなかろうかと思ひているところ(?)でございします。

また、7 月 16 日に報道されたときには、2 万 5,000 件程度遅延、翌 17 日には 28,000 件に変更されているが、たった 1 日でこのように数字が把握できるのか、前から分かっていたのではないかという疑問点もございします。

こういった報道などを受けて、7 月 30 日、8 月 16、8 月 10 日、27 日と 3 回にわたる全員協議会を開催していただき、経緯や遅延している\*\*\*返礼品などの説明も受けたところでございします。

しかし、これはあくまで行政側の説明であり、先ほど申しましたような不透明な点も多々あったところでございします。

一番の当事者としております(?), 委託業者や納入業者の説明が必要だという意見もかなりあったところでもあります。

単に委託業者との契約を 8 月末をもって解除したと言われてますが、解除しただけで済むものではありません。

特に、プロポーザルまでして委託業者を選定した、そして、納入業者を容認した市の管理監

督責任、これが一番大きく重要なものではないかと思うところでもございます。

市民の方からも、ふるさと納税問題はどうなっているのか、市も、議会も、市民に対して明確な説明責任を果たすべきではないか、インターネットなどで全国的に知られて、市民としても恥ずかしいなどの声もあります。

以上のようなことを踏まえて、2万8,000件近くの遅延がどのような要因で発生したのか、返礼品は県内・市内産か、また、県内・市内で製造されたものなのかなどを、先ほど申し述べたようなことを加えながら、今回、特別委員会を設置して関係者への説明を求め、必要であれば改善を促し、また、このような事態が起こらないよう、再発防止に生かす趣旨で委員会の設置を求めるものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ちょっと確認でお尋ねしたいんですけども、こんな\*\*\*委員10人からなる委員会を設置するということですけども、人選はどのように考えておりますか。

議長／杉原議員

杉原議員／以前は、調査特別委員会の委員は10名という定数があったわけですけど、今、この定数も撤廃されているということでございます。

議員の皆さん方にこれに、これ御賛同いただけますかということも、全員(?)に声をかけさせていただいているようでございます。

そういったことで、この10名というのは、この賛成をしていただいた皆さん方で、委員会を結成できたらというように思っております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／\*\*\*こういうふうな百条委員会とか、調査委員会とかつくっておけば、大体ですよ、代表者会議で決めよってたわけですよ。

こがやり方をですよ、提出者だけでつくとか、そがんことが許されるとですか。

議長、ちゃんと諮ってくださいよ。

こういうのおかしいと思いますよ。

以上です。

議長／特別委員会の委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項により議長の指名によるとなっております。

しかし、これまでも新たに委員を選任する際は、会派の代表者の皆さんで事前に協議を行っておりましたので、今回もその慣例に従わせていただきたいと思います。

それでよろしいですか。

15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／それで、提出者がちゃんと、今、議長さんが言うたことですよ、代表者会議に諮って決めるということでした承してくれればですよ（?）、\*\*\*おかしいかなかですか。今までの慣例からいけば。

慣例重視でしょうもん。

暫時休憩してもいいですよ。

おかしかですよ、これは。

／決議、おかしいって\*\*\*。

松尾初秋議員／決議、採決するっていうのがおかしかと言えようけん、こがん決議は\*\*\*。

杉原議員／ちょっと待ってください。

松尾初秋議員／なんば、反対するくさんた（?）。

それはそれでするばってんね、それはするばってん、ちゃんとすんならね、今までの慣例どおりやってくださいよ。

杉原議員／私はこの特別委員会をつくる趣旨説明を今しております。

ただ、委員はどうされますかと聞かれよったら（?）、やはりこの特別委員会をつくるのに賛成した方ですね、これは、おれは反対よという方を入れて特別委員会が成り立つものか。

何らかの委員会とは違うんですよ、これは。

そこだけは認識していただきたいと。

／議事進行。

議長／先ほど言いましたとおり、会派の代表者の皆さんで事前に協議を行っておりましたので、今回もその慣例に従わせていただきますということはちゃんと明確に言いましたので、そのとおりにやりたいと思います。  
それでいいですか。

／はい、何でも\*\*\*。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

間もなく正午となりますが、会議をこのまま続けます。

本案に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／決議第 1 号に対する反対の討論をさせていただきますけれども、いずれにしても、提出者 1 名に対して賛成者 10 名ということで、これもう通るですもんね。

それは分かっとうとですよ、通るということは。

私はもう、通るばってんあえてですよ、あえて反対討論をさせていただきたいと思います。

反対理由としては、私も、これは 3 回ですよ、全協がございました。

その中で、しっかり\*\*\*こがんことは詐欺行為やなかですかって。

どがんしょっとですか。

たいてい(?) ひどいことを言いました。

でも、私はちょっと勘違いがありまして、ある程度の数、5 割なり、米とか肉は、5 割なり、6 割なりを納税者の人に渡しているという話を聞きました。

そう考えた場合、冷静に考えたら、銭(?) で考えたら、こういうふうな米とか、肉とかは、相場の商品ですよ。

そういうふうに考えた場合、この業者の人が仕入れたくても仕入れなかった、そういうこと  
もあり得るのかなというふうに善意で考えます。

そう考えた場合、こういった百条委員会まで開くのはいかがなものかなという思いもありま  
す。

それが第1ですね。

そして、全協が3回ございまして、その中で、議会からも提案をしました。

最初は、執行部は量を少なくやりますと、もらった税金を返しますという提案をされました  
けど、それじゃあ駄目だろうということで、議会で、もういっちょの案で、新しい商品を開  
発してくださいということも申出もありました。

それもかなえていただきました。

そういう意味においては、災害転じて福となすといいましょうかね、雨降って地固まるじゃ  
ないですけども、新しい商品開発という意味においては、いい方向に行っているんじゃない  
かなというふうに私は感じました。

それに、そうこう言いながらも、確かにその業者の人に、委託料は請求していますけど、こ  
の委託料が取れんやったら、私も、これは百条委員会かけて、私も提出者の一人になって言  
わんばいかんと思いますけれども、現時点の段階で、こういうふうな百条委員会、\*\*\*特  
別委員会を開くのは、ちょっと時期尚早じゃないかなと思います。

ちょっと早過ぎるんじゃないかというふうな思いがございます。

この3点をもって反対の討論とさせていただきます。

賛同される議員さんだけでもいいですから、よろしくお願いします。

以上。

議長／18番 牟田議員

牟田議員／令和元年に大災害が起きました。

そのときに、未曾有の大水害で、お金を使うのは今だと、これを財政調整基金、そういうの  
を大幅に使いました。

その半年後にコロナが蔓延し、1年半そのまま来て、そして、さらにこの大水害、復旧復興  
のために資金は幾らあっても足りない状態です。

国からいろいろ補助がもらえます。

いろんなメニューが来るでしょう。

県からも来るでしょう。

しかし、武雄市の自主財源、これを持っていなければ、なかなか武雄市の思いどおりにでき  
ないかもしれない。

そういう中で、このふるさと納税、これから大きな武雄市の復興に向けての手助けになっていくと思います。

6月議会でも私は同じことを言いました。

その中で、武雄市のふるさと納税の信頼を回復しなきゃいけない。

全国紙に載りました。

ヤフートップニュースになりました。

全国の市民に、それを見た方は、武雄市へのふるさと納税は、多分(?)なかなか、次やっていただけないかもしれない。

執行部の説明がありました。

担当者は、2万7,000件。

気持ちとしては一人ずつ頭を下げてでも信頼を回復させたい、それぐらいのことをおっしゃいました。

我々議会も、信頼を回復するためにきちんと調査し、これまでと武雄は違いますよと、口だけではなくて、原因を究明してそれを生かして、これだけやりました、武雄は安心ですと言えるような形で委員会を立ち上げて、さらにこれで、こういうことで大丈夫でしたよと証明して、ふるさと納税をこれからやっていただく。

そういうふうな手続が必要だと思います。

やっぱり、ふるさと納税の信頼回復、これが一番だと思いますし、先ほど言いました、執行部もそういう気持ちがある、我々議会もその気持ちで、さらに信頼を出していく。

加えれば、今後のいろんな、先ほどプロポーザルという言葉も出ましたけれども、いろんな部分で武雄市がこれから関わる委託、そういう部分をきちんとしていけるような形に持っていったらと思い、この委員会の賛成の趣旨を皆様方をお願いする次第でございます。

よろしく願いいたします。

議長／討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。